

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

遠藤興業株式会社
宮城県石巻市大街道南二丁目9－13

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 6 年 11 月 20 日～令和 7 年 1 月 19 日（2ヵ月）

東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

3 指名停止理由

遠藤興業株式会社の元専務執行役員は、石巻市が発注した公共工事の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年4月10日、宮城県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年5月1日、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該区域内の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 当該区域を対象として 2ヵ月以上12ヵ月以内